

ひもろぎケアサービス重要事項説明書

障害福祉サービス（居宅介護・重度訪問介護）

令和6年4月1日現在

1. 事業者の概要

事業者名称	ひもろぎケアサービス
所在地	福島県白河市関辺川前88
法人種別	医療法人社団 慈泉会
代表者名	理事長 渡部 真樹
居宅介護事業 重度訪問介護事業	福島県指定第0710300021-11号 福島県指定第0710300021-12号
同一法人で提供するサービス	介護老人保健施設・短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション 訪問リハビリテーション・訪問介護事業・介護予防訪問介護事業 居宅介護支援事業・地域包括支援センター
事業の実施地域	白河市・西白河郡町村

2. 事業の目的と運営方針

事業の目的	ひもろぎケアサービス（以下事業所という）は、居宅で生活する利用者とその家族に対し、居宅介護サービスを提供することにより、可能な限り自立した生活を維持できるように支援する。 上記の目的を達成するために、指定居宅介護事業の適正な運営を確保し、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の居宅介護員が、利用者に対し適正な居宅介護を提供することを目的とする。
運営の方針	-1. 利用者及びその家族の様々なニーズに対応しつつ、その利用者が有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、身体介護・家事援助・日常生活支援・移動介護、その他生活全般にわたる援助を適切に行う。 -2. 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供する。 -3. 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うとともに、提供する介護の質の評価を行い、常にその改善を図る。 -4. 地域との結び付きを重視し、市町村、他の居宅支援事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者と連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。 -5. 利用者的人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行い、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるように努める。

3. 営業時間

営業日	年中無休
営業時間	午前8時00分～午後6時00分
その他	利用者希望により早朝・夜間のサービスも行います。

4. 職員体制

事業所の従業者の職種	員 数
管 理 者（介護福祉士）	1 名
サービス提供責任者（介護福祉士）	1名以上
居宅訪問介護員（介護福祉士）	1名以上

※当事業所では、利用者に対して指定訪問介護、指定居宅介護、指定重度訪問介護を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 「居宅介護等計画」とサービス内容

当事業所では、下記のサービス内容から「居宅介護計画」を定めて、サービスを提供します。「居宅介護等計画」は、市町村が決定した「支給量」と利用者の意向や心身の状況を踏まえて、具体的なサービス内容や利用者に対するサービス実施日などを記載しています。「居宅介護計画」は、利用者や家族に事前に説明し、同意をいただくとともに交付いたします。また、利用者の申し出によりいつでも見直すことができます。

<サービス区分及びサービス内容>

I 居宅介護

① 身体介護（ご家庭に訪問し、入浴や排泄、食事などの介助をします。）

- 入浴介助・清拭・洗髪…入浴の介助や清拭（体を拭く）や洗髪などを行います。
- 排せつ介助…排せつの介助、おむつ交換を行います。
- 食事介助…食事の介助を行います。
- 衣服の着脱の介助…衣服の着脱の介助を行います。
- 通院等の介助…通院の介助を行います。
- その他必要な身体介護を行ないます。 ※ 医療行為はいたしません。

② 家事援助（ご家庭に訪問し、調理、洗濯、掃除などの生活の援助を行います。）

- 調理…利用者の食事の用意を行います。
- 洗濯…利用者の衣類等の洗濯を行います。
- 掃除…利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
- 買い物…利用者の日常生活に必要となる物品の買い物を行います。
- その他関係機関への連絡など必要な援助を行います。
※ 預貯金の引き出しや預け入れは行いません。（預貯金通帳・カードはお預かりできません。）
※ 利用者以外の方の調理や洗濯、利用者以外の家族の居室や庭等の敷地の掃除は原則として行いません。

③日常生活支援（身体介護や家事援助、見守りなど生活全般を支援します。）

（脳性まひなどの全身性障害がある方など日常生活全般に常時の支援を要する方を対象としたサービスです。）

身体介護、家事援助、見守り等を行います。具体的な内容は、身体介護、家事援助と同様です。

④その他、必要に応じて健康や日常生活上の状況をお伺いし、生活上のご相談や助言を行います。

II 外出介護（通院や外出の介助を行います。）

（視覚障害がある方及び脳性まひなどの全身性障害がある方など屋外での移動に著しい制限のある方を対象としたサービスです。）

官公庁や銀行等の公共機関への用務など社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出の援助を行います。

※ 1日の範囲内で用務を終えるものを原則とし、通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、
通年かつ長期にわたる外出の介助はいたしません。

III 重度訪問介護

（重度の肢体不自由者の方で日常生活全般に常時の支援を要する方を対象としたサービスです。）

身体介護、家事援助、見守り等を行います。具体的な内容は、身体介護、家事援助と同様です。

(2) 利用者負担額

上記サービスの利用に対しては、通常9割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費を代理受領する場合には、利用者は、利用者負担分としてサービス料金の1割（定率負担）を事業者にお支払いいただきます。個別減免が適用される場合には、減免後の金額となります。

【料金表】居宅介護（特定事業所加算Ⅱ+処遇改善加算Ⅰ41.7%を算定した場合）

自己負担計算例 $((2560+256) \times 1.417) \div 10 = 399$

		サービス提供時間	利用料	自己負担額
身体介護	30分未満	2, 560円	399円	
	30分以上1時間未満	4, 040円	630円	
	1時間以上1時間30分未満	5, 870円	915円	
	1時間30分以上2時間未満	6, 690円	1, 043円	
	2時間以上2時間30分未満	7, 540円	1, 175円	
	2時間30分以上3時間未満	8, 370円	1, 305円	
	3時間以上	9, 210円	1, 436円	
	以降30分を増すごと	830円	129円	
通院等介助 (身体介護あり)	30分未満	2, 560円	399円	
	30分以上1時間未満	4, 040円	630円	
	1時間以上1時間30分未満	5, 870円	915円	
	1時間30分以上2時間未満	6, 690円	1, 043円	
	2時間以上2時間30分未満	7, 540円	1, 175円	
	2時間30分以上3時間未満	8, 370円	1, 305円	
	3時間以上	9, 210円	1, 436円	
	以降30分を増すごと	830円	129円	
家事援助	30分未満	1, 060円	165円	
	30分以上45分未満	1, 530円	239円	
	45分以上1時間未満	1, 970円	307円	
	1時間以上1時間15分未満	2, 390円	373円	
	1時間15分以上1時間30分未満	2, 750円	429円	
	1時間30分以上	3, 110円	485円	
	以降15分を増すごと	350円	55円	
通院等乗降介助		1, 020円	159円	
通院等介助 (身体介護なし)	30分未満	1, 060円	165円	
	30分以上1時間未満	1, 970円	307円	
	1時間以上1時間30分未満	2, 750円	429円	
	1時間30分以上	3, 450円	538円	
	以降30分を増すごと	690円	108円	
その他の加算				
居宅介護	(1) 早朝（6時～8時）・夜間帯（18時～22時）は、25%加算 深夜帯（22時から翌朝6時まで）は、50%加算			
	(2) 下記の要件を満たし二人の訪問介護員により行なうサービス提供は200%加算 ①利用者の身体的理由により一人の訪問介護員等による介護が困難と認められる場合 ②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合 ③その他利用者の状況等から判断して①②に準じると認められる場合			
	(3) 特定事業所加算 (I) 20%加算※要件 (①～③の全てに適合) (II) 10%加算※要件 (①及び②に適合) (III) 10%加算※要件 (①及び③に適合) (IV) 5%加算※要件 (①及び④に適合)			

居 宅 介 護	<p><要件></p> <p>①サービス提供体制の整備（研修の計画的実施等） ②訪問介護員等の総数のうち介護福祉士が30%以上、又は常勤職員による サービス提供時間割合が40%以上であること ③障害程度区分5以上の利用の割合が30%以上であること ④サービス提供責任者ごとに研修計画を作成・実施 ⑤次の掲げる基準によるサービス提供 ア 利用者情報、留意事項伝達、会議の定期的開催 イ サービス提供責任者が、利用者情報や留意事項を文書等により伝達、報告 ⑥健康診断等を定期的実施 ⑦緊急時等における対応方法を利用者に明示 ⑧新従業者に、熟練した従業者の同行研修の実施 ⑨常勤のサービス提供責任者が2人以下の事業所で、基準を上回る常勤サービス提供 責任者を1人以上配置 ⑩前3月間の利用者総数のうち、障害支援区分4以上である者及び喀痰吸引等を必要 とする者の占める割合が50%以上</p> <p>(4) 初回加算 200円/月 新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月 内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪 問介護を行う際に同行訪問した場合に算定 (5) 緊急時対応加算 100円/1回（月2回まで） (6) 利用者負担上限額管理加算 150円/1回（月1回まで） (7) 福祉専門職員等連携加算 564円/1回（初日～90日間で3回限度） (8) 特別地域加算 合計額より15%増にて加算 (9) 処遇改善加算I；【居宅介護】保険給付（全ての加算含む）合計額の41.7%を加算</p>

【料金表】重度訪問介護（自己負担額：特定事業所加算II+処遇改善加算34.3%を算定した場合）
 自己負担計算例 ((1860+186)×1.343)÷10=275

サービス提供時間	利用料	自己負担額
1時間未満	1,860円	275円
1時間以上1時間30分未満	2,770円	409円
1時間30分以上2時間未満	3,690円	545円
2時間以上2時間30分未満	4,610円	681円
2時間30分以上3時間未満	5,530円	817円
3時間以上3時間30分未満	6,440円	951円
3時間30分以上4時間未満	7,360円	1,087円
4時間以上8時間未満	8,210円	1,213円
4時間以上8時間未満(以降30分毎に850円)	850円	126円
8時間以上12時間未満	15,050円	2,223円
8時間以上12時間未満(以降30分毎に850円)	850円	126円
12時間以上16時間未満	21,840円	3,226円
12時間以上16時間未満(以降30分毎に800円)	810円	120円
16時間以上20時間未満	28,340円	4,187円
16時間以上20時間未満(以降30分毎に860円)	860円	127円
20時間以上24時間未満	35,200円	5,200円
20時間以上24時間未満(以降30分毎に800円)	800円	118円

*病院等に入院又は入所中の方に提供した場合も上記表の料金と同額

その他の加算	
重度訪問介護	<p>(1) 早朝（6時～8時）・夜間帯（18時～22時）は、25%加算 深夜帯（22時から翌朝6時まで）は、50%加算</p> <p>(2) 下記の要件を満たし二人の訪問介護員により行なうサービス提供は200%加算 ①利用者の身体的理由により一人の訪問介護員等による介護が困難と認められる場合 ②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合 ③その他利用者の状況等から判断して①②に準じると認められる場合 *重度介護の場合において熟練従業者が同行し支援実施した場合は170%加算</p> <p>(3) 特定事業所加算（居宅介護のみ加算） 【特定事業所加算（I）】20%加算 ※要件（①～③のいずれにも適合） 【特定事業所加算（II）】10%加算 ※要件（①及び②のいずれにも適合） 【特定事業所加算（III）】10%加算 ※要件（①及び③のいずれにも適合） <要件> ①サービス提供体制の整備（研修の計画的実施等） ②訪問介護員等の総数のうち介護福祉士が30%以上、又は常勤職員によるサービス提供時間割合が40%以上であること。 ③障害程度区分5以上の利用の割合が30%以上であること。 ④サービス提供責任者ごとに研修計画を作成・実施。 ⑤次の掲げる基準によるサービス提供。 ア 利用者情報、留意事項伝達、会議の定期的開催。 イ サービス提供責任者が、利用者情報や留意事項を文書等により伝達、報告。 ⑥健康診断等を定期的実施。 ⑦緊急時等における対応方法を利用者に明示。 ⑧新従業者に、熟練した従業者の同行研修の実施。 ⑨常勤のサービス提供責任者が2人以下の事業所で、基準を上回る常勤サービス提供責任者を1人以上配置。 ⑩前3月間の利用者総数のうち、障害支援区分4以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が50%以上。</p> <p>(4) 初回加算 200円/月 新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合に算定</p> <p>(5) 利用者負担上限額管理加算 150円/回（月1回まで） (6) 行動障害支援連携加算 584円/回（30日の間に1回を限度） (7) 緊急時対応加算 100円/1回（月2回まで） (8) 移動介護緊急時支援加算 240円/1日 (9) 特別地域加算 合計額より15%増にて加算 (10) 処遇改善加算Ⅰ；保険給付（全ての加算含む）合計額の34.3%を加算。</p>

<利用者負担額の上限等について>

- 介護給付費対象のサービス（ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ）利用者負担額は上限が定められています。

<償還払い>

- 事業者が介護給付費額の代理受領を行わない場合は、介護給付費基準額の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、利用者に「サービス提供証明書」を交付します。（「サービス提供証明書」と「領収書」を添えてお住まいの市町村に申請すると介護給付費が支給されます。）

(3) サービス利用にかかる実費負担額

サービス提供に要する下記の費用は、介護給付費支給の対象ではありませんので、実費をいただきます。

- ① 通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、ホームヘルパーが訪問するために事業者の自動車を使用した場合の交通費は徴収しません。
- ②「外出介護」や「通院介助」においてホームヘルパーに公共交通機関などの交通費のほか、入場料、利用料等が必要な場合、その実費を徴収します。（サービスご利用時にその都度ご負担いただきます。）

<サービス利用料金>

厚生労働大臣が定める所定のサービス利用料金から介護給付費の給付額を除いた金額（利用者負担）をお支払いいただきます。（個別減免等の負担軽減措置については下記をご参照ください）

<利用者負担の減免について>

[利用者負担に関する月額上限]

- 1ヶ月あたりのサービス利用にかかる「定率負担」については、所得に応じて下記の月額負担額が設定されそれ以上の負担の必要はありません。

区分	世帯の収入状況	1ヶ月あたりの負担上減額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯 注1) 3人世帯で障害者基礎年金1級受給の場合、収入が概ね300万円以下の世帯	0円
一般1	市町村民税課税世帯（所得割16万円未満） 収入が概ね600万円以下の世帯 ※入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム・ケアホーム利用者を除く	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

(4) 利用者負担額のお支払方法

利用者は、サービス対価として居宅介護計画に定める利用単価毎の料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。

- ①事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月の10日までに利用者に送付します。
- ②利用者は請求額を請求月の末日までに、郵便局自動払込の方法で支払います。
- ③事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、領収証を発行します。
- ④利用者は、サービスを実施するために必要な備品（水道・ガス・電気を含む）等の費用を負担します。

6. 緊急時・事故発生時の対応方法

- (1) ご利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。
- (2) 万が一事故発生の場合は、速やかにご家族、保険者である市町村並びに県（保健福祉事務所）に報告するとともに、書面による報告義務を課し台帳に記載します。
- (3) 事故については、その原因究明に努めるとともに、事前に起こりうるリスクの確認を行い再発防止に努めます。

7. サービス実施の記録について

(1) サービス実施記録の確認

本事業所では、サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容などを記録し、利用者にその内容のご確認をいただきます。内容に、間違いやご意見があればいつでもお申し出ください。なお、居宅介護計画及びサービス提供ごとの記録は、サービス提供日より2年間保存します。

(2) 利用者の記録や情報の管理、開示について

本事業所では、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。

8. 賠償責任について

本事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合はその損害を賠償します。

利用者の責に帰すべき事由によって、当事業者が損害を被った場合には、利用者は、当事業者に対して、その損害を賠償するものとします。

9. 緊急・苦情等の受付について

(1) 当事業所における緊急・苦情の受付及びサービス利用等のご相談

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求、成年後見制度の利用の相談等は以下の専用窓口で受け付けます。

○緊急・苦情受付窓口（担当者） [管理者] 平賀 淳子

○受付時間 8時00分～18時00分

○電話番号 0248-31-8844

○携帯電話 090-7330-4038 (24時間電話対応)

(2) 行政機関その他苦情受付機関

お住まいの市町村保健福祉担当窓口に苦情やご意見を相談することもできます。

例：白河市にお住まいの場合

白河市社会福祉課障がい福祉係

○受付時間 8時30分～17時00分

○電話番号 0248-22-1111 (代)

白河市地域包括支援センター

○受付時間 8時30分～17時15分

○電話番号 0248-21-0332 (代)

県南保健福祉事務所（健康福祉部保健福祉課）

○受付時間 8時30分～17時00分

○電話番号 0248-22-5649 (代)